

関係県立高等学校長 殿

高校教育課長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う対応について（通知）

令和7年11月7日に鹿児島大学が実施した水鳥のねぐらの水（出水市荒崎）及び河川の水（出水市江内地区）の遺伝子検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が確認されました。

ついては、下記の事項について、飼養衛生管理基準に基づき点検及び防疫対策を徹底するとともに、鶏舎へのウイルスの侵入防止を強化してください。

記

- 1 本病の侵入防止を図るため、野鳥の鶏舎等への侵入防止、鶏舎出入口での消毒の徹底、消石灰等による鶏舎周囲の消毒など、飼養衛生管理基準の遵守を徹底すること。
特に、野鳥と家禽の接触を防ぐため、以下の事項に留意すること。
 - (1) 防鳥ネットの整備等により野鳥の鶏舎への侵入を防止すること。
 - (2) 防鳥ネットに破れがないかなど野鳥の侵入防止対策を点検すること。
 - (3) 鶏舎周辺に穀類等のえさや生ゴミ等の野生動物を誘引するものを置かないなど、清潔を保つこと。
- 2 鶏舎等に入る際に、靴や持ち込む物の消毒を徹底すること。
- 3 外部からの人や車を農場に入れないこと。
- 4 畜産関係車両をはじめ農場に立ち寄る車（タイヤや運転席）や持ち込む物は必ず消毒を行うこと。
- 5 近隣及び学校での万が一の発生に備え、鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策マニュアル（令和3年3月改定）を踏まえ、あらかじめ準備すること。
- 6 県のホームページ等の情報を確認すること。
- 7 毎日、家禽を観察して、異常を発見した場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報するとともに、当課へ連絡すること。
- 8 野鳥を含め変死等があった場合、さわらないで届け出ることを職員及び生徒へ指示すること。
- 9 本病の特性の周知・徹底を図り、風評被害が生じないように留意すること。

【連絡先】

担当 産業教育係 西垂水

TEL：099-286-5294 FAX：099-286-5678

E-mail：sangyou@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の分類基準表上の分類記号：「N-9-0（専門教科総括）」